

市川市 外来生物対策マニュアル

**令和6年2月
市川市 環境部**

はじめに

もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって、海外から持ち込まれてきた「外来生物」の中には、生態系への被害や人身被害、農作物への被害をもたらすことが危惧されている種もあり、外来生物対策には、早期発見と早期予防がとても重要です。

市川市内においても、アライグマやハクビシンのように、農作物を食い荒らすなどの被害を起こすものや、ブルーギルやカダヤシのように、絶滅のおそれのある在来生物を捕食したり、在来生物の生息環境を奪う等、生態系へ深刻な影響をもたらすもの、セアカゴケグモのように人体への被害をもたらすものなど、身近なところに数多くの外来生物の生息が確認されています。

本マニュアルは、市民の皆さまに、市川市内に生息する外来生物の生態やその生物がもたらす生態系への影響等を知っていただき、外来生物による被害予防を行う上で必要とされる「入れない」「捨てない」「拡げない」の予防三原則へのご理解と適切な対応へのご協力を目的として定めるものです。

令和6年2月

目次

1. 外来生物法の概要	1
(1) 外来生物とは	1
(2) 外来生物による影響・問題点	2
(3) 外来生物法	3
(4) 外来生物法に関する規制について	4
(5) 外来生物被害予防三原則	4
2. 特定外来生物	5
(1) 特定外来生物とは	5
(2) 要緊急対処特定外来生物	6
(3) 条件付特定外来生物	6
3. 市内に生息する主な特定外来生物	7
＜アライグマ＞	7
＜カミツキガメ＞	8
＜アカミミガメ＞※条件付特定外来生物	9
＜アメリカザリガニ＞※条件付特定外来生物	10
＜ウシガエル＞	11
＜オオクチバス＞	12
＜カダヤシ＞	13
＜ブルーギル＞	14
＜アカボシゴマダラ＞	15

＜セアカゴケグモ＞	16
＜アレチウリ＞	17
＜オオカワヂシャ＞	18
＜オオキンケイギク＞	19
＜オオフサモ＞	20
＜ミズヒマワリ＞	21
【参考】 市内に生息する外来生物 -----	22
＜ハクビシン＞ ※外来生物	22
＜ナガミヒナゲシ＞ ※外来生物	23
4. 外来生物による被害防止対策 -----	24
1. アライグマ	25
1-1 基本情報 -----	25
1-2 市内での状況 -----	26
1-3 自衛策 -----	28
1-4 捕獲・防除について -----	28
2. ハクビシン	29
2-1 基本情報 -----	29
2-2 市内での状況 -----	30
2-3 自衛策 -----	31
2-4 捕獲・防除について -----	31
5. 担当部署連絡先 -----	32

1. 外来生物法の概要

（1）外来生物とは

「外来生物」とは、その地域・場所に本来は生息・生育するはずのない生物が、海外から人為的に持ち込まれた生物のことをいいます。

日本の野外に生息する外来生物の数は、わかっている種だけでも約2,000種ともいわれています。これらは、意図的・非意図的の違いはありますが、全て人間の活動に伴って日本に入ってきて生息しており、今では私たちの生活に身近なものとなっています。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいる一方で、地域の自然環境や大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある生物もいて、これらを「侵略的外来種」と呼んでいます。

※【参考】「外来種」とは、国内外問わず他の地域から持ち込まれた、その地域・場所に本来は生息・生育するはずのない生物のこと。

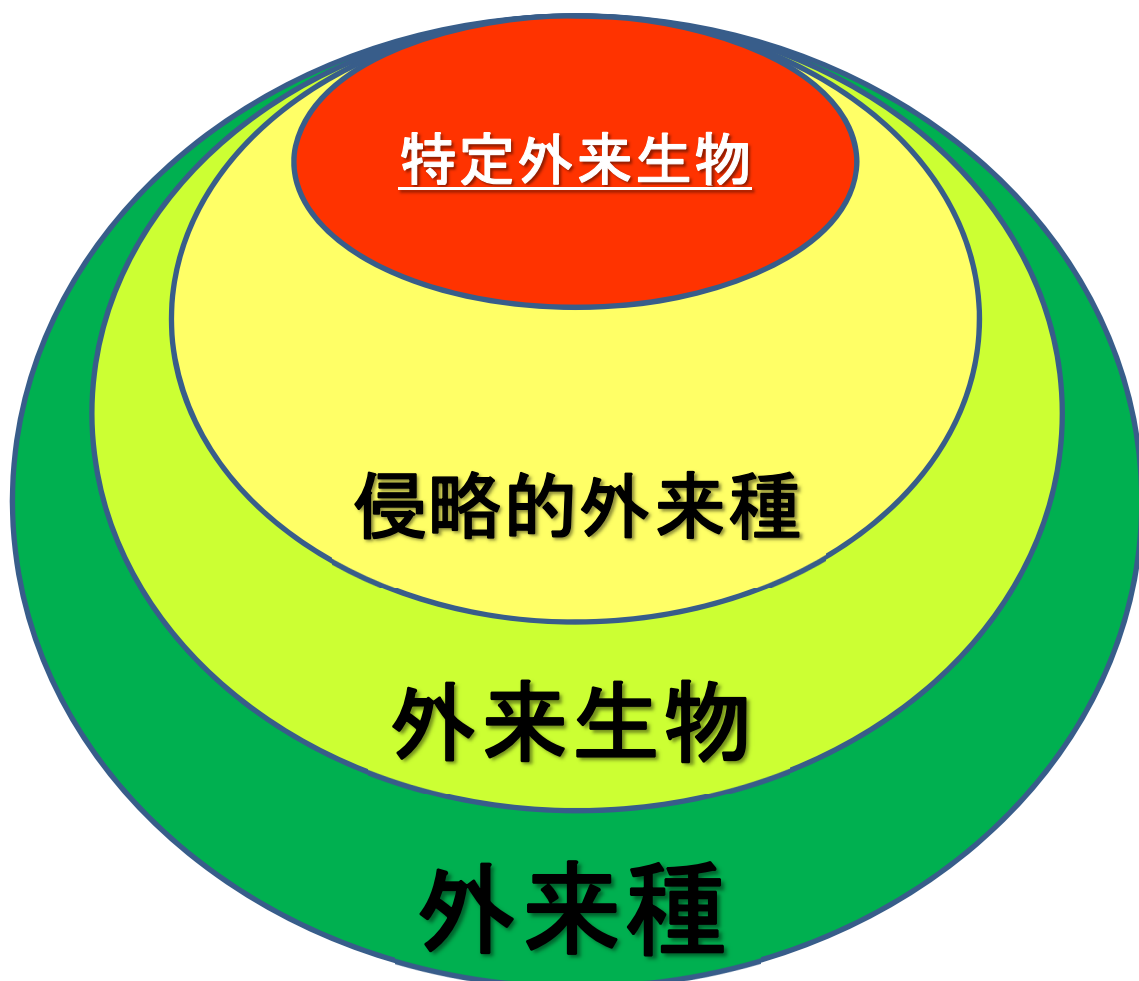


図1 外来生物法のイメージ

(2) 外来生物による影響・問題点

外来生物による影響として、主に3つのことが知られています。

1. 生態系への影響

- ① 在来種（もともとその地域で生息していた生物）を捕食してしまう。
- ② 在来種の生息・生育場所を奪い取ったり、エサの奪い合いをしてしまう。
- ③ 在来種と交雑して雑種を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性がなくなる。

2. 人の生命・身体への影響

- ① 毒を持っている生きものに噛まれたり・刺されたりする危険がある。
- ② 本来、その地域や国には存在しなかった病気の発症や感染の危険が増える。

3. 農水産業への影響

- ① 農作物を食べたり、畑を踏み荒らす。
- ② 漁業の対象となる生物を捕食したり、危害を加える。

(3) 外来生物法

「外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」は、外来生物の中でも、地域の自然環境や大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある生物「侵略的外来種」に対応するため、平成17年6月に施行されました。

この法律では、侵略的外来種のうち、生態系や人の生命や身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物の中から選定された『特定外来生物』が規制の対象となります。

外来生物法は、この『特定外来生物』による生態系等への被害を防止し、生物の多様性の確保や人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上を図ることを目的としています。

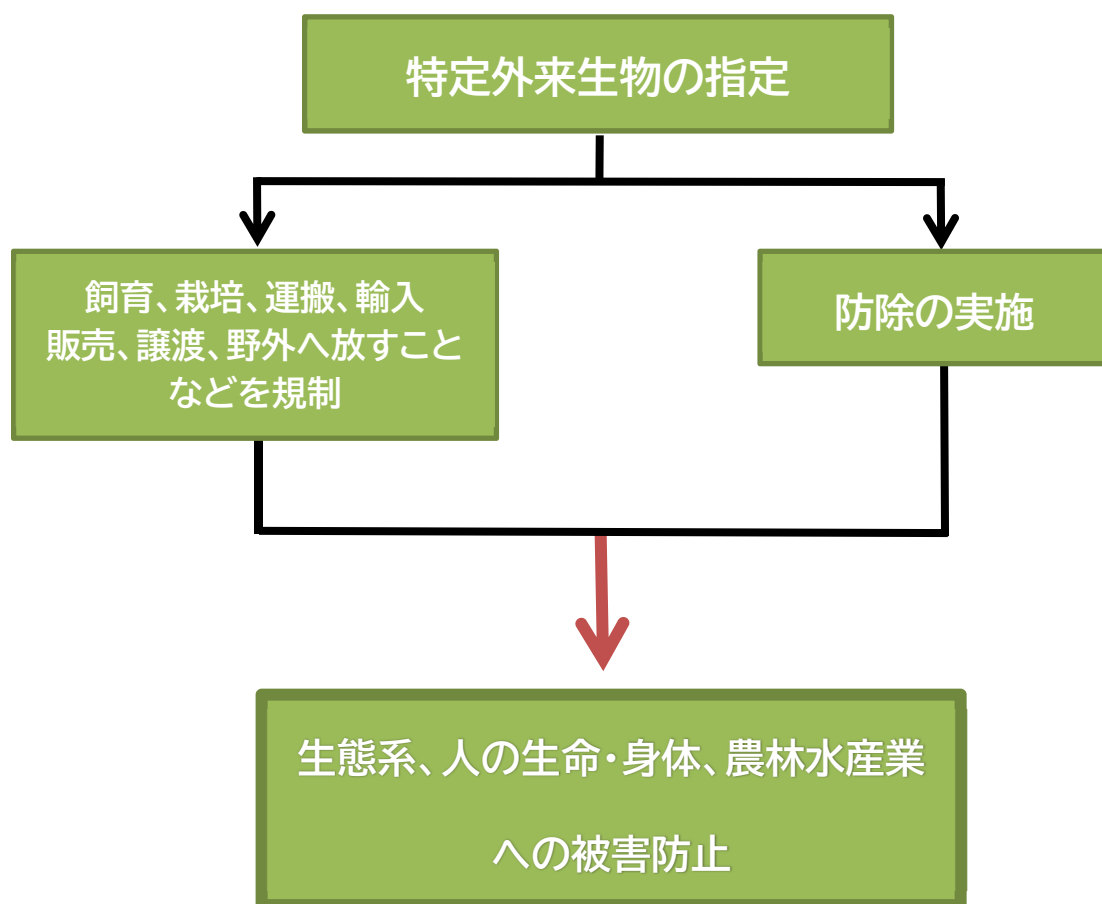


図2 外来生物法の概略図

（４）外来生物法に関する規制について

外来生物法の対象となる「特定外来生物」は、以下の項目について規制されます。
※「条件付外来生物」であるアカミミガメとアメリカザリガニは、一部の規制が適用除外されます。

① 飼養等（飼育、栽培、保管および運搬）することが原則禁止されています。

※学術研究、教育等の目的で行う場合で、逃げ出さないように適正な管理ができる施設を持っている等の特別な場合には、国から許可を得ることで飼養等することが可能です。

② 輸入することが原則禁止されています。

※飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。

③ 野外へ放つ、植えるおよびまくことが原則禁止されています。

※放出等をする許可を受けている者は野外へ放つ、植えるおよびまくことができます。

④ 有償・無償問わず、譲渡しや譲受けなどを行うことが原則禁止されています。

※許可を受けて飼養等する者、又はしようとする者の間において、譲渡し等をする場合は除きます。

これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合３年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、法人の場合 1 億円以下の罰金が科されます。

（５）外来生物被害予防三原則

侵略的外来種による被害を予防するために・・・

１．入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を「入れない」～

２．捨てない ～飼育・栽培している外来生物を野外に「捨てない」～

３．拡げない ～すでに野外にいる外来生物を他地域に「拡げない」～

2. 特定外来生物

(1) 特定外来生物とは

「特定外来生物」とは、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。令和5年9月1日時点で、アライグマやカダヤシなど159種類が指定されています。

表1 特定外来生物一覧

分類	種名
哺乳類(25 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、タイワンザルカケルニホンザル、アカゲザルカケルニホンザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フイリマンゲース、ジャワマンゲース、シママンゲース、アキシスジカ属の全種、シカ属の全種(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マケシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、タマシカ属の全種、シフゾウ、キョン
鳥類(7 種類)	カナダガン、シリアカヒヨドリ、ガビチョウ、ヒゲガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類(22 種類)	カミツキガメ、アカミミガメ(条件付特定外来生物)、ハナガメ(タイワンハナガメ)、ハナガメカケルニホンシガメ、ハナガメカケルミナミシガメ、ハナガメカケルクサガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、アノリス・アルロゲス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイクプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオカシラ、イヌハオオカシラ、マングローブヘビ、ミナミオオカシラ、ホウシオオカシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類(15 種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカホシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエルコキー、コヤスカエル、ジョンストンコヤスカエル、オンシツガエル、アジアカシムケリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類(26 種類)	ガー科の全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、オオナギ、コウライギギ、ブラウンルハット、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマス(ヨーロッパオナマス)、ワカマス科の全種、ワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、カダヤシ、ガンブスピアホルブロキ、ブルーギル、コクチバス、オクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ホワイトバス、ストライプトバス、ホワイトバスカケルストライプトバス、ラッパ、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類(27 種類)	アカホシゴマダラ(アカホシゴマダラ奄美亜種は除く)、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ、クビアカツヤカミキリ、アングラートルスマルハネクワガタ、バレーハマルハネクワガタ、ギガンテウスマルハネクワガタ、カツラマルハネクワガタ、マエダマルハネクワガタ、マキシムマルハネクワガタ、ペラルマトゥスマルハネクワガタ、サンダースマルハネクワガタ、タナカマルハネクワガタ、ウォーターハウスマルハネクワガタ、テナコガネ属の全種(ヤンバルテナコガネは除く)、クモテナコガネ属の全種、ヒメテナコガネ属の全種、セイウオオマルハナバチ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、ソレノプシス・ケミナ種群の全種、ソレノプシス・サエウ・イスミマ種群

	の全種、ソノプ・スィス・トリデ・ス種群の全種、ソノプ・スィス・ウィレンス種群の全種、上記ソノプ・スィス 4 種群に属する種間の交雑により生じた生物(要緊急対処特定外来生物)、コカミアリ、ツマアカスズメバチ
甲殻類（6 種類）	ディクログ・ソマルス・ウィロス、ザリガニ科の全種、アメリカザリガニ科の全種(条件付特定外来生物)、アジアザリガニ科の全種(ニホンザリガニを除く)、ミナミザリガニ科の全種、モクスガニ属の全種(モクスガニ、オカザラモクスガニを除く)
クモ・サソリ類（7 種類）	キョクトウサソリ科の全種、アトラクス属の全種、ハトリコエ属の全種、ロクソスケス・ガウコ、ロクソスケス・ラエタ、ロクソスケス・レクルサ、ゴケグモ属の全種（アカヒゴケグモは除く）
軟体動物等（5 種類）	カワヒバリガイ属の全種、クワガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタコヒ、ニューギニアヤリガタリクス・ムシ
植物（19 種類）	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチトメグサ、ホタンウキサ、アゾルラ・クリスタタ、オキナギキク、ミスヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハコソウ、ナトサワギク、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオササモ、エフクレタヌキモ、ウツリクサリア・インフラタ、ウツリクサリア・プラテンシス、ルドウィギア・グランディフロラ、ピーチケラス、スパルティナ属全種、オオカワヂシャ

【出典：環境省_特定外来生物一覧 (<http://www.env.go.jp>)】

（２）要緊急対処特定外来生物

「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合に、検査・防除などの拡散を防ぐための措置を緊急的に行う必要がある生物のことです。

令和４年１１月、ヒアリ、アカカミアリを含む４種群 23 種とその種間交雑種が指定され、この該当生物が存在している可能性の高い通関後の物品・車両等の移動制限や禁止、土地・施設等について通関後の検査や、ヒアリ類が付着等していた場合の消毒・廃棄命令を環境省が事業者等に対して出すことができます。

（３）条件付特定外来生物

「条件付特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、通常の特特定外来生物に設けられている規制の一部を適用除外とする生物の通称で、令和５年６月１日に、アカミミガメとアメリカザリガニの２種が指定されました。

アカミミガメは全国各地に広く定着し、在来カメ類との間で競合が生じ在来種に影響を及ぼします。また、食性が多岐にわたるため、在来生物の生態系に大きな影響を与えると考えられております。アメリカザリガニについても、日本全国に広く定着し、在来の水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしたりと、在来種の生態系に大きな影響を与える可能性があります。その一方で、この２種は飼育者がとても多い生物であり、単に特定外来生物に指定して飼育等を禁止すると、手続きが面倒などの理由で野外への放つ飼育者が増えることが予想され、かえって生態系への被害が生じるおそれがあります。そのため、一部の規制を適用除外とする「条件付特定外来生物」としてこの２種が指定されました。

3. 市内に生息する主な特定外来生物

<アライグマ>



分 類：アライグマ科
学 名：*Procyon lotor*
英 名：*Common Raccoon*
原 産 地：北米大陸

<市川市での生息状況>

市街地や公園・緑地などに生息。
市内全域で目撃や家屋への侵入被害、
農作物への被害等が確認されています。

侵入経路：1970年代ペットとして人気となり広く飼育されていましたが、飼いきれずに野外に捨てられてしまったり、手先が器用のために逃げ出してしまったことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：都市部から森林・湿地帯に幅広く生息しており、人家の屋根裏や社寺、樹洞などに住みついています。

生 態：食性は雑食性で、野生植物はもちろん、果実・野菜など農作物、小型の哺乳類や鳥類、カメやトカゲ、カエル、魚、昆虫などを食べます。また、生ごみやペットフードも好み、大食漢です。基本的には夜行性で、通常日中はねぐらで休んでいますが、昼間でも行動することがあります。

<カミツキガメ>



分 類：カミツキガメ科
学 名：*Chelydra serpentina*
英 名：*Snapping turtle*
原 産 地：北米から中南米

<市川市での生息状況>

真間川やじゅんさい池緑地での捕獲例や大柏川上流部等でごく稀に目撃もされています。

侵入経路：ペットとして人気となり子ガメがたくさん売られ、広く飼育されていましたが、成長すると大型で凶暴になることから、野外に捨てられてしまったり、逃げ出してしまったことによるものです。

定着状況：千葉県印旛沼の周辺水系および静岡県で定着を確認しています。

生息環境：河川、池沼、湿地、人工的な池や水路、水田等に生息しています。

生 態：食性は雑食性で、甲殻類や貝類、魚類、両生類のほか、鳥類や小型哺乳類の死骸、植物等を食べます。

夜行性で深い水場を好み、基本は水中生活が中心ですが、陸上を移動することもあります。陸上では噛みつくなど攻撃的になることもあります。

<アカミミガメ> ※条件付特定外来生物



分 類：ヌマガメ科
学 名：*Trachemys scripta elegans*
英 名：*red-eared slider*
原 産 地：米国東南部からメキシコ

<市川市での生息状況>
川や池などの水系に生息。
市内全域で目撃されています。

侵入経路：1950 年代後半から子ガメが「ミドリガメ」の通称でペットとして人気となり、広く飼育されましたが、成長すると大型となることや長生きもすることから、野外に捨てられてしまったり、逃げ出してしまったことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：河川や池沼、人工的な池や水田、用水路等に住みついでいて、汚れた水等の悪い環境条件にも耐え、様々な場所に生息しています。

生 態：食性は雑食性で、水草や貝類、魚類、水生昆虫やエビ類、他のカメ類の卵など様々なものを食べます。

昼行性で日光浴を好み、基本的に水辺で生活します。飼育下では20～40 年ほど生き、成長すると約 30 cmまで大きくなり、成長すると噛みつくなど攻撃的になることもあります。

<アメリカザリガニ> ※条件付特定外来生物



分 類：アメリカザリガニ科

学 名：*Procambaridae clarkii*

英 名：*red swamp crayfish*

原 産 地：アメリカ南東部—メキシコ北東部

侵入経路：1927 年、米国から食用ウシガエルの養殖用の餌として輸入され、養殖地閉鎖後に逃げ出した個体や人の手によって持ち出されたことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：池沼、湿地や水田、用水路等流れのない浅い水辺に住みつき、汚れた水等の悪い環境条件にも強く、様々な場所に生息しています。

生 態：食性は雑食性で、水草や貝類、魚類、両生類、水生昆虫など様々なものを食べます。

夜行性のため、昼間は土に巣穴を掘って、巣穴に隠れ身を潜めていることが多く、夜になると餌を探して動き回ります。基本的に水の中で生活しますが、陸上を移動することもできます。

<市川市での生息状況>

市内の公園の池や用水路等に生息。市内全域で目撃されています。

<ウシガエル>



分類：アカガエル科
学名：*Rana catesbeiana*
英名：*Bullfrog*

原産地：アメリカ東部・中部、カナダ南東部

侵入経路：1920年代に食用として輸入され、飼育されていたものが逃げ出してしまったことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：池沼や人工的な池、水田、用水路など流れが緩やかな場所に生息しています。

生態：食性は肉食性で、口に入る大きさの動くものであればなんでも食べてしまう。昆虫やアメリカザリガニ、他のカエル類、小型の哺乳類・小鳥等、様々なものを食べます。

夜行性で、昼間は水草の中や水辺周辺の茂みに隠れて生活しています。池などの止水でオスは、水面に浮きながら「ヴォー」とウシに似た声で鳴きます。

<市川市での生息状況>

池や用水路などに生息。

市内全域で目撃されています。

<オオクチバス>



【出典：環境省_外来種写真集
(<http://www.env.go.jp>)】



分類：サンフィッシュ科
学名：*Micropterus salmoides*
英名：*Largemouth bass*
原産地：北米

<市川市での生息状況>

江戸川での捕獲例や目撃がされています。

侵入経路：大正時代に釣り対象、食用として日本へ持ち込まれ、各地で放流されたことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：河川中～下流域や池沼、汽水域など多様な水域に生息しています。

生態：食性は肉食性で、魚類やカエル、水生昆虫、エビ・ザリガニ類など、動くものであればなんでも食べてしまう。水面に落下した昆虫や小型の哺乳類・小鳥等、様々なものを食べます。

春から秋は水草地帯や障害物のある岸辺の近くで活発に動き、水温が10℃前後になる時期には深い場所へ移動し、沈木等の障害物の隙間で越冬します。

<カダヤシ>



<市川市での生息状況>

市内の河川下流域や公園の池、用水路など流れが緩やかな場所で生息。
市内全域で目撃されています。

分 類：カダヤシ科

学 名：*Gambusia affinis*

英 名：*Western mosquito fish*

原 産 地：北米（ミシシッピ川流域からメキシコ北部まで）

侵入経路：蚊の幼虫ボウフラ駆除を目的として、1916年にはじめて台湾島経由で輸入されたものです。

定着状況：福島県から沖縄にかけての各地に分布しています。

生息環境：水田や用水路のほか、平地の池や沼、河川下流など流れが緩やかな場所や、塩分や水の汚れにも比較的に強く、海水と淡水が混ざっているような水路にも生息しています。

生 態：食性は雑食性で、水に落ちた小さな昆虫や動物プランクトン、植物プランクトン、またボウフラもよく食べます(和名の由来です)。昼行性で、メダカに似ているが、メダカなどの種と比べて攻撃性が高く、在来メダカの仔稚魚を捕食します。

<ブルーギル>



【出典：環境省_外来種写真集
(<http://www.env.go.jp>)】



分類：サンフィッシュ科
学名：*Lepomis macrochirus*
英名：*Bluegill*
原産地：北アメリカ東部

<市川市での生息状況>

じゅんさい池緑地などの止水環境で
目撃されています。

侵入経路：1960年代に日本に持ち込まれ、養殖用の餌魚・釣り魚として各地に放流されたことによるものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：池沼やため池、河川下流域など流れが緩やかな水草地帯に生息しています。

生態：食性は雑食性で食性の幅が広く、昆虫類や植物、魚類・貝類、動物プランクトン、魚卵や稚魚など、様々なものを食べます。
水草他帯や河川の護岸・人口漁礁によく集まり、小型魚は小さな隙間のある構造物、大型魚は大きな隙間のある構造物を好みます。

<アカボシゴマダラ>



<春型>



<夏型>

分 類：タテハチョウ科
学 名：*Hestina assimilis*
英 名：*red ring skirt*

原 産 地：ベトナム北部～中国南部から東部、朝鮮半島

侵入経路：意図的な放蝶によるものです。

定着状況：関東全域に分布しています。

生息環境：里山や雑木林、都市部の道端や公園、住宅街の花壇、庭などに生息しています。

生 態：大型のタテハチョウで、翅は黒地に白の斑点があり、白黒の縞模様のようにも見えます。繁殖期は5～10月で、少なくとも年3回発生するため、赤い斑紋を持たず、黒地部分が全体的に少なく白っぽく見える春型成虫と後翅後部によく目立つ赤い斑紋がある夏型成虫がいます。

幼虫はエノキの葉、成虫は樹液などをエサとしています。

<市川市での生息状況>

市内全域の緑地や公園、住宅街で目撃されています。

<セアカゴケグモ>



【出典：環境省_外来種写真集
(<http://www.env.go.jp>)】



分類：ヒメグモ科
学名：*Latrodectus hasseltii*
英名：*red back spider*
原産地：オーストラリア

<市川市での生息状況>
市内一部に生息しています。

侵入経路：コンテナ等に付着してきた可能性がある。国内では、貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣したものが運ばれ、生息域が拡大したと考えられています。

定着状況：ほぼ全国（青森県、秋田県は未発見）に分布しています。

生息環境：日向で暖かく餌となる昆虫がいる、地面や人工物のくぼみ、隙間、側溝の内部や網蓋の隙間、花壇ブロックなどに生息しています。

生態：成熟したメスの体長は約 0.7 cm～1 cm で、全体が黒色で腹部の背面に目立った赤色の縦条があり、メスのみが α -ラトロトキシンという神経毒を持っています。小さな穴や隙間に強い糸で網を張って生活しており、性質はおとなしく攻撃性はありませんが、触ると噛まれることがあります。

駆除方法：発見した場合は、靴で踏みつぶすか、素手で触れないように殺虫剤を噴霧し、駆除してください。

<アシチウリ>



分 類：ウリ科

学 名：*Sicyos angulatus*

英 名：*Bur cucumber*

原 産 地：北米

侵入経路：1952年に静岡県清水港で確認された。アメリカやカナダからの輸入大豆に種子が混入し、豆腐屋を中心に拡大したといわれているが、近年では全国の飼料畑や河川敷で多くみられています。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：河川敷や河岸、荒地、畑・果樹園などに生育しています。

生 態：一年草で、成長速度が非常に早い大型のツル性植物です。ツルの長さは数m～数十mほどに成長し、他の植物にツルで絡みつきのながらあたり一面を覆いつくすように生育します。

開花期は8～10月で、1株当たり400～500個の大量の種子をつけ、翌年以降に発芽し、生息範囲を拡大していきます。

<市川市での生息状況>

市内一部の河川敷や、そこにつながる空地等で生息が確認されています。

<オオカワチシャ>



【出典：環境省_外来種写真集 (<http://www.env.go.jp>)】

分類：ゴマノハグサ科
学名：*Veronica anagallis-aquatica*
英名：*Water speedwell*
原産地：ヨーロッパアジア北部

侵入経路：不明。1867年に、神奈川県相模で採集されました。

定着状況：岩手県、秋田県、山形県、石川県を除く本州全都府県と徳島県、愛媛県、大分県、佐賀県の各県に分布しています。

生息環境：池沼や河川の岸辺、水田などの湿地に生育しています。

生態：多年草で、高さは0.3m～1mほどに成長。水深が深く、流速のある河川では、沈水形をとって流れになびきながら生育する。種子繁殖を行うとともに、地下茎からのクローン成長によっても増えることはできます。

<市川市での生息状況>

市内一部の河川敷、線路際などで稀に生息が確認されています。

<オオキンケイギク>



分 類：キク科
学 名：*Coreopsis lanceolata*
英 名：*Lanceleaf tickseed*
原 産 地：北米

<市川市での生息状況>

市内一部の道端、河川敷、線路際などで生息が確認されています。

侵入経路：1880 年代に、観賞用・緑化用として導入され、栽培されたものが野生化したものです。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：道端や空地、河川敷や線路際、道路法面などに生育しています。

生 態：多年草で、茎の高さは 0.3m～0.7m ほどに成長し、しばしば道端などで群生して、大群落が見られます。開花期である 5 月～7 月には、鮮やかな色で目を引く黄色のコスモスに似た花を咲かせ、他の種との識別も簡単な植物です。

種子の生産量が多く、また刈り取りに対する再生力も強い、繁殖力が旺盛で強靱な植物です。

駆除方法：自宅の敷地で見つけた場合は、けが等を防ぐために手袋を着用して根ごと引き抜き、袋に詰め、天日に 2～3 日さらし枯死させてから、燃やすごみで処分してください。

<オオフサモ>



分 類：アリノトウグサ科

学 名：*Myriophyllum aquaticum*

英 名：*Parrotfeather*

原 産 地：南アメリカ（ブラジル）

侵入経路：1920 年頃にドイツ人が持参し、兵庫県須磨寺の池に野生化したものです。

定着状況：ほぼ全国（青森県、岩手県、秋田県、福島県、新潟県、石川県では未確認）に分布しています。

生息環境：池や水路などの水辺に群生し、水深 0.3m 以内の場所で生育する。

生 態：多年草の抽水植物で、水面よりも上 0.2m～0.3m ほどまで茎をのばし、水面を覆います。鳥の羽根のような形で、白色を帯びた緑色の葉を 1 節に 5～6 枚ずつつけます。

栄養繁殖が極めて旺盛で、バラバラにちぎれた茎は節から根を出し再生することができます。

<市川市での生息状況>

市内の旧坂川河岸の一部に生息しています。

<ミスヒマワリ>



分 類：キク科

学 名：*Gymnocoronis spilanthoides*

英 名：*Senegal tea plant*

原 産 地：中央・南アメリカ

侵入経路：戦後、熱帯魚の輸入に伴って入ってきたと思われる。また、アカアリウム等の観賞用として意図的な輸入後、水辺等に植えたことによるものです。

定着状況：本州（関東・東海・近畿地方）に分布しています。

生息環境：河川や水路などの水辺に生息。川の流れの弱いところ等に、覆いつくすように密生します。

生 態：多年草の抽水植物で、高さは0.5m～2mほどまで成長する。開花時期は6月から11月までで、白い花をつけます。

栄養繁殖が極めて旺盛で、ちぎれた茎は節から根を出し、生長が早いので短期間で大きなコロニーをつくります。また、他の植物の生育を阻害するアレロパシー活性を持っています。

<市川市での生息状況>

旧坂川河岸および江戸川河川敷の一部にコロニーが確認されています。

【参考】市内に生息する外来生物

<ハクビシン> ※外来生物

★ハクビシンは外来生物と考えられていますが、日本への移入時期が不明であることから特定外来生物には指定されていません。しかし、農作物への甚大な農業被害や住宅への侵入による家屋の破損や汚損被害が問題となっています。



分 類：ジャコウネコ科
学 名：*Paguma laryata*
英 名：Masked Musang
原 産 地：中国南部や東南アジア

侵入経路：江戸時代に記録あり。また、戦時中にも毛皮用として国内へ持ち込まれました。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：市街地や緑地、山間部などに生息しています。

生 態：食性は雑食性で、果実や種子を好み、昆虫類や魚類、残飯など様々なものを食べます。夜行性で、昼間は樹洞や人家の屋根裏で休憩し、夜になると樹上で果実などの餌を探して動き回ります。

<市川市での生息状況>

市街地や公園・緑地などに生息。
市内全域で目撃や家屋への侵入被害、
農作物への被害等が確認されています。

＜ナガミヒナゲシ＞ ※外来生物

★ナガミヒナゲシは外来生物ですが、特定外来生物には指定されていません。しかし、近年市内で多く生息し、生態系への影響が問題となっています。



分 類：ケシ科

学 名： *Papaver dubium*

英 名： *Field poppy*

原 産 地：ヨーロッパ地中海沿岸

侵入経路：観賞用として持ち込まれ、1961年に東京都世田谷区で初めて野生化が確認されました。

定着状況：ほぼ全国に分布しています。

生息環境：市街地の道路際や線路際、公園・緑地などに生息しています。

生 態：一年草で、毎年4月から5月頃に花を咲かせ、その後中に細かい種子が入った長細い実をつけます（名の由来です）。

種子は極めて小さく、1つの実の中に約1600個、1つの株で100個ほど実をつけ、とても繁殖力が強く繁茂・群生します。また、他の植物の生育を阻害するアレロパシー活性を持っています。

駆除方法：自宅の敷地で見つけた場合は、けが等を防ぐため手袋を着用し、根からていねいに引き抜いて、燃やすごみで処分してください。

＜市川市での生息状況＞

市内の道路際や線路際などに生息しています。

4. 外来生物による被害防止対策

市川市内の外来生物による被害防止には、生息域の拡大防止対策が特に必要です。

外来生物の種類ごとの主な対策は以下のとおりです。

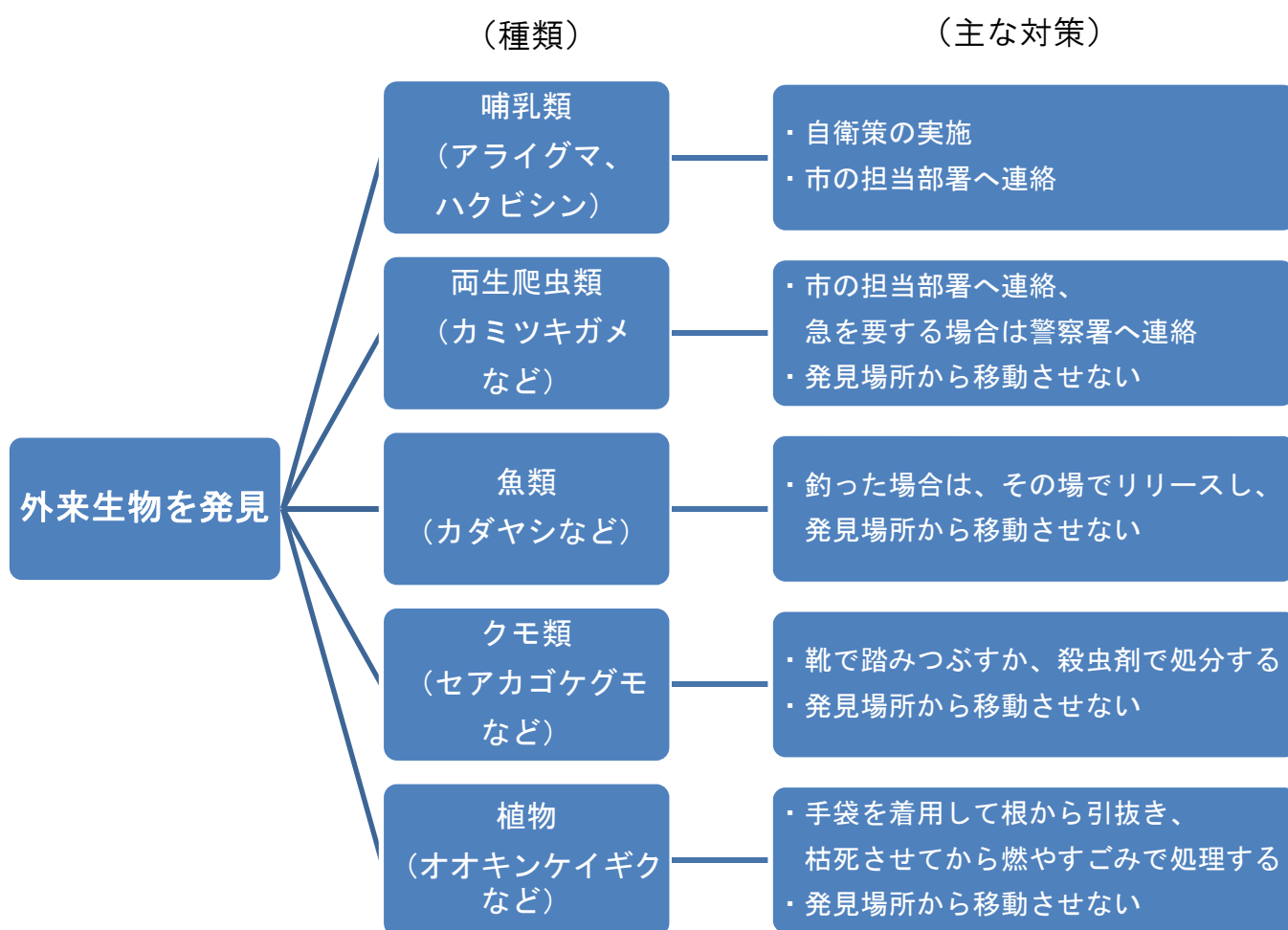


図3 外来生物による被害防止対策手順

★市川市内の外来生物の中でも特に、「アライグマ」「ハクビシン」による被害は、近年増加しており、これらの被害を未然に防ぐには、様々な重点的対策が必要です。
「アライグマ」と「ハクビシン」について、以下のとおり対策をまとめました。

1. アライグマ

1-1 基本情報

(1) 見た目や大きさ

- ・ 体長：40～60 cm 体重：3 kg～8 kg（中型犬くらいの大きさ）
- ・ 尻尾の長さ：20～40 cm シマシマでふわふわな尻尾が特徴
- ・ 毛色は灰色～明るい赤茶色
- ・ 顔は全体的に灰白色で目の周りが黒く、耳の縁とヒゲが白い
- ・ 頭を下げて歩く
- ・ 指が長く、手足の指が5本



全身



足裏



顔

（２）特徴的な痕跡

- ・ 足跡には５本指の跡がくっきりと残る
- ・ 木登りが得意で、柱や塀などを登る際には爪痕が残る



アライグマの足跡や爪痕

1-2 市内での状況

（１）生息情報

アライグマの生息は、市川市内全域で確認されています。市街地から公園・緑地まで広い範囲に分布し、生息数の増大や様々な被害の拡大が懸念されている状況です。

（２）捕獲状況

特定外来生物法および千葉県アライグマ防除計画に基づき、平成 27 年度から現在まで市川市ではアライグマの防除を行っており、平成 27 年度 3 頭だった捕獲数が令和 4 年度には 34 頭と市内でのアライグマの捕獲数は近年急激に増加しています。

令和 5 年度、令和 5 年 12 月現在の捕獲数は 28 頭です。

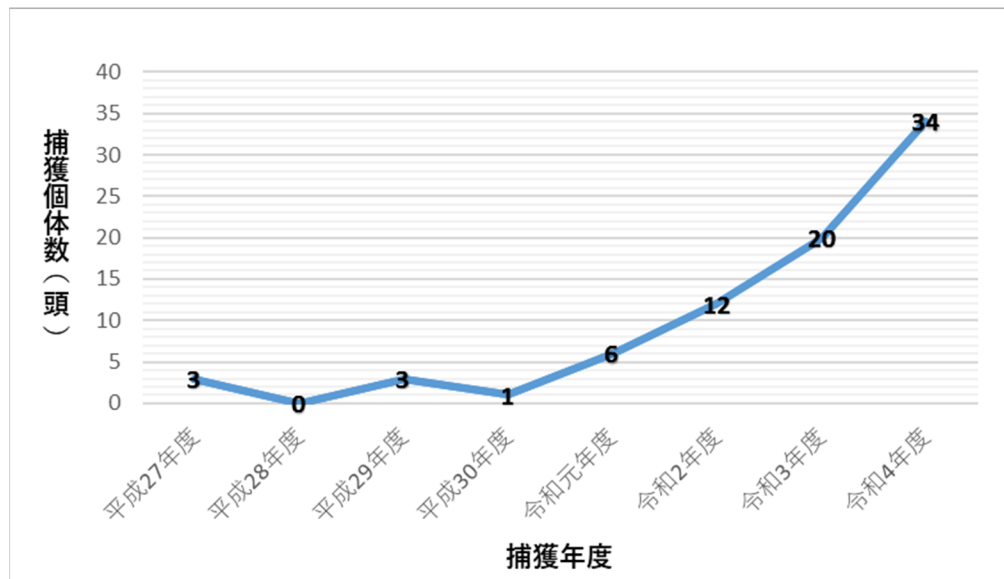


図4 捕獲数の推移

(3) 被害状況

市内全域でアライグマによる農作物への被害や、生態系への被害、さらに人の生活への被害が確認されています。

★農作物への被害

- ・ スイカやメロンの果実やトウモロコシなどの野菜を食害します。
- ・ 千葉県では年間約 2000 万円を超える農作物被害が発生しています。

★生態系への被害

- ・ 在来の両生爬虫類の食害や在来哺乳類の生活拠点の乗っ取りなど、地域の在来種への影響が懸念されています。

★人の生活への被害

- ・ 人家や社寺に侵入して、屋根裏で繁殖し、ふん尿の被害や足音・鳴き声などの騒音被害が発生しています。



アライグマによる食害

1-3 自衛策

(1) エサとなるものの排除

- ・珍しい、かわいいからとエサを与えてはいけません。
- ・犬や猫などペットのエサの食べ残しなど、アライグマのエサとなるものを屋外に放置してはいけません。
- ・ごみの集積場ではネット等を活用し、ごみを荒らされないようにします。
- ・農作物の被害を防止するため、生ごみや廃棄する作物を畑に野積みして放置しないようにします。
- ・畑に電気柵の設置や作物にネットを張るなど、障害物をつくるようにします。

(2) 繁殖場所や住処の排除

- ・アライグマは家屋のわずかな隙間でも侵入することができるため、侵入口になりそうな壁や床下、屋根の隙間をふさぐようにします。
- ・繁殖場所となりそうな廃小屋等の構造物はなるべく取り除きます。
- ・庭木を伝って屋内に侵入されないよう、枝が屋根にかかる前に定期的な選定をするようにします。
- ・敷地内への侵入を防ぐため、家の周りに木酢液などのアライグマが嫌う忌避剤を散布します。

1-4 捕獲・防除について

市内にてご自身が所有・管理する土地でアライグマによる生活被害がある場合、箱わなによるアライグマの捕獲を行っています。

敷地内でアライグマを見かけた際は、まずは自衛策を行いながら様子を見ていただくようお願いします。その後、複数回同じ場所で目撃する、繁殖の場所や住処が特定できている場合、効果的な場所に捕獲用の箱わなを設置することができます。

市内のアライグマ捕獲・防除に関する連絡先：自然環境課 047-712-6307



2. ハクビシン

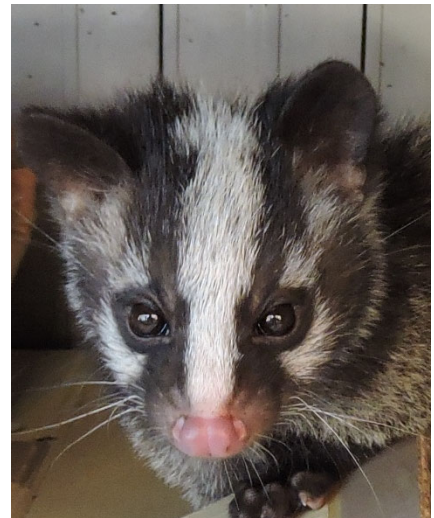
2-1 基本情報

(1) 見た目や大きさ

- ・ 体長：50～65 cm 体重：3 kg～4 kg（大型のネコくらいの大きさ）
- ・ 尻尾の長さ：40～45 cm 尻尾が長い
- ・ 体の大部分が灰褐色。四肢には黒い靴下を履いているような模様がある
- ・ 額～鼻先まで白い模様があり、「白鼻芯」の名の由来となっている
- ・ 指は短く、手足の指が5本



全身



顔

(2) 特徴的な痕跡

- ・ 前足後足ともに指があり、足跡には丸みをおびた指の跡が残る
- ・ 木登りが得意で、柱や塀、雨どいなどを登ることができる



雨どいを登った足跡

2-2 市内での状況

(1) 生息情報

ハクビシンの生息は、市川市内全域で確認されています。市街地から公園・緑地まで広い範囲に分布し、生息数の増大や様々な被害の拡大が懸念されている状況です。

(2) 被害状況

市内全域でハクビシンによる農作物への被害、人の生活への被害が確認されています。

★農作物への被害

・ミカンやメロンの果実やサツマイモなどの野菜を食害します。

★人の生活への被害

・人家や社寺に侵入して、天井裏や床下、物置といった場所で繁殖し住みつき、ふん尿による悪臭被害や足音・鳴き声などの騒音被害が発生しています。



ハクビシンによる食害

2-3 自衛策

(3) エサとなるものの排除

- ・かわいいからとエサを与えてはいけません。
- ・犬や猫などペットのエサの食べ残しや生ごみなど、ハクビシンのエサとなるものを屋外に放置してはいけません。
- ・農作物の被害を防止するため、生ごみや廃棄する作物を畑に野積みして放置しないようにします。
- ・畑に電気柵の設置や作物にネットを張るなど、障害物をつくるようにします。

(4) 繁殖場所や住処の排除

- ・ハクビシンは頭が入るほどのわずかな隙間でも侵入することができるため、家屋への侵入口になりそうな壁や床下、屋根の隙間をふさぐようにします。
- ・繁殖場所となりそうな廃小屋等の構造物はなるべく取り除きます。
- ・庭木を伝って屋内に侵入されないよう、枝が屋根にかかる前に定期的な選定をするようにします。
- ・敷地内への侵入を防ぐため、家の周りに木酢液などのハクビシンが嫌う忌避剤を散布します。

2-4 捕獲・防除について

ハクビシンは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」によって、県の許可なく捕獲することが禁止されているため、市ではハクビシンの捕獲や駆除を行っておりません。

しかし、近年市内での生息数の拡大や様々な被害の増加もあり、今後ハクビシン防除について対策を検討しているところです。

5. 担当部署連絡先

■市川市の担当連絡先（受付時間 9時から17時）

担当内容	担当課名	電話番号
・アライグマの目撃情報や ご自身が所有・管理する土地での生活被害について ・外来生物全般に関すること	自然環境課	047-712-6307
・アライグマやハクビシンによる農業被害について	農業振興課	047-711-1141
・小学校・中学校におけるアライグマやハクビシンの目撃や生活被害について	教育施設課	047-383-9252
・アライグマやハクビシン等野生生物の死骸回収について	清掃事業課	047-712-6317

■千葉県の外來生物担当部署

名称	担当課名	電話番号
環境生活部	自然保護課	043-223-2058

■環境省の外來生物担当部署

名称	担当課名	電話番号
関東地方環境事務所	野生生物課	048-600-0817

■環境省 アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル

電話番号:0570-013-110（受付時間 9時から17時 ※12/29~1/3を除く）

■環境省 ヒアリ相談ダイヤル

電話番号:06-7634-7300（受付時間 9時から17時 ※12/29~1/3を除く）

市川市
外来生物対策マニュアル

令和 6 年 2 月発行

編集・発行 市川市環境部自然環境課
〒272-0023 市川市南八幡 2-20-2(市川市役所第 2 庁舎)
TEL 047-712-6307